

ISHIDA まちづくり ニュース

第102号(平成24年12月) (株)石田技術コンサルタンツ

低炭素まちづくり

「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」が平成24年9月5日に交付され、年内に施行される予定です。これにより、「低炭素まちづくり計画」の策定とそれに伴う低炭素・コンパクトなまちづくりに関する施策を総合的に支援するしくみが整えられます。

今回は、「低炭素まちづくり計画」の概要を確認し、低炭素まちづくりの取組みについて整理します。

「低炭素まちづくり計画」の概要

※ 協議・調整を行う低炭素まちづくり協議会（地方公共団体、民間事業者等）を設置可能

都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 - ◇民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
 - ◇建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり（歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等）

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
 - ◇バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO₂の排出抑制

建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
 - ◇樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
 - ◇民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
 - ◇占用許可の特例

「低炭素まちづくり計画」に基づく支援策など

○低炭素まちづくり計画の作成

- ・市町村は、単独で又は共同して、市街化区域等において、基本方針に基づき、

①対象となる区域

②都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、緑地保全等に関する事項

③計画期間

等を内容とする低炭素まちづくり計画を策定することができることとする。

- ・市町村は、低炭素まちづくり計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、低炭素まちづくり協議会（市町村、NPO、事業者、学識経験者等）を組織することができることとする。

○低炭素まちづくり計画に係る特例等

① 集約都市開発事業の認定制度の創設

② 駐車場法の特例

③ 公共交通の利用促進・貨物の輸送の合理化に係る特例

④ 緑地の保全・緑化の推進に関する特例

⑤ 下水道法の特例

⑥ 都市公園、港湾の占有の許可の特例

⑦ 既存建築物の所有者等への援助

⑧ 事業者の利用者への援助

○低炭素建築物新築等計画の認定

- ① 市街化区域等において、建築物の新築等をしようとする者は、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁（市町村長又は都道府県知事）の認定を申請することができることとする。
- ② 所管行政庁は、低炭素建築物新築等計画が建築物の低炭素化に関し誘導すべき基準等に適合すると認めるときは、その認定をすることができることとする。
- ③ ①の認定に係る建築物の床面積のうち、低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分を、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととする。

「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」にもとづく「低炭素まちづくり計画」の策定や同計画に基づく支援・特例策の実施においては、行政の取組みと連動・連携した地域住民・地元企業等の取組みが重要であるといえます。

当社は、「コミュニティ・コンサルタント」として、市民・企業と協働による低炭素・コンパクトなまちづくり実現のための計画策定および施策展開の整理等を積極的にご支援致します。

お問い合わせ・ご意見は、

㈱石田技術コンサルタンツ まちづくり担当

TEL ; 0568-73-1085

FAX ; 0568-73-1099

e-mail ; hasegawa_n@itcnet.co.jp

までお願いします。

当社は、

「頼れる！まちづくりのパートナー」としての

『コミュニティ・コンサルタント』

を目指しています。



株式
会社

石田技術コンサルタンツ